



## 海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況①

### 禁 煙



イギリス

香港



スペイン



### 喫煙室の設置可能



シンガポール

フランス



オーストリア



イタリア



ドイツ



米国カリフォルニア州  
米国コネチカット州  
米国ジョージア州  
など



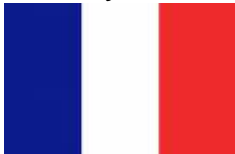
## 海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況②

シンガポール



独立した換気機能を有し、壁などで囲い完全に分離した喫煙室の設置可能(屋内面積の10%まで)。

フランス



特別な換気機能を有し密閉された喫煙室の設置可能。

イタリア



壁などで完全に分離した喫煙室の設置可能。

ドイツ



事業主は非喫煙者を受動喫煙から保護する措置をとらなければならない。  
職場のすべてまたは一部を禁煙とするなど適切な措置を取る。

オーストリア



喫煙室の設置可能。 非喫煙者がいるエリアでは禁煙。

デンマーク



喫煙室および、室内に従業員が一人しかいない場合を除き禁煙。

すべての事業主は、書面にて喫煙ポリシーを示さねばならず、ポリシーには、当該事業所において、喫煙が許されているか否か、またどこで許されているのか等の情報が盛り込まなければならない。また喫煙ポリシーに従わなかった場合の措置についても明記しなければならない。



## 海外における屋内事業所(オフィス等)での受動喫煙防止対策の状況③



### 米国(州)の事例

#### コネチカット州



6人以上の事務所では喫煙室の設置可能。

従業員が5人以下の事業所では喫煙可能。ただし、5人以下の事業所であっても、従業員から要請があれば非喫煙場所を作らなければならない。

#### カリフォルニア州



事業所の規模にかかわらず喫煙室の設置可能。

また以下の条件を満たす場合喫煙可能:

従業員が5人以下の事業所

18歳未満は立ち入らない

喫煙場所の空気が排気されている

#### ジョージア州



独立した換気設備を有する喫煙室の設置可能。

事業主は、現在の従業員、および将来当該事業所にて働くとする者に、喫煙ポリシーをあらかじめ周知しなければならない。

建物の所有者、事業主、または管理者は、喫煙に関するポリシーを全ての従業員に目立つ形で表示しなければならない。また、新入の従業員に対しては文書にて示さねばならない。



事業所を禁煙とする国・地域がある一方、海外には以下の事例もあります:

- ◆ 事業所に喫煙室を設ける裁量が、事業主に認められています。
- ◆ 個人の執務室(プライベートオフィス)に一人である場合や、非喫煙者がいない部屋での喫煙を可とすることができます。
- ◆ 一定人数以下の事業所で、全従業員が同意した場合、喫煙を可とすることができます。
- ◆ 事業主は従業員に、喫煙ポリシーを周知徹底しなければなりません。



## 「顧客が喫煙する職場」についての考え方

- ◆ 顧客が喫煙する職場においては、そこで働く従業員の受動喫煙からの保護について、より現実的で柔軟な対応が求められます。
- ◆ 事業主には、(1)当該施設の喫煙ポリシーを定め、(2)受動喫煙の健康影響に関する公衆衛生当局の結論について従業員に説明し、(3)従業員の懸念や希望を考慮する努力が求められます。

### 顧客が喫煙する場所で働く者の受動喫煙防止対策事例

国・地域	喫煙規制	喫煙可の場所で働く従業員への対策
米国 コロラド州	シガーバーやカジノでは喫煙が認められている。	労働者が要望する場合には、事業主は非喫煙場所への配置転換などの対応をしなければならない。
米国 ワシントンDC	以下の場所では喫煙が認められている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・たばこ販売店</li><li>・たばこバー</li><li>・レストランなどの屋外席</li><li>・ホテルの客室</li><li>・喫煙が科学的な実験等のために必要な場合</li><li>・劇などの作品において</li></ul>	事業主に以下のことを禁じている： 1) 非喫煙場所のみで働くことを希望する従業員に喫煙場所で働くことを求めること 2) 非喫煙場所で働くことを希望する従業員を解雇したり、待遇などの面で不利益を被らせること



## フィリップモリスの職場の受動喫煙防止対策についての基本的な考え方

---

- ◆ 民間の屋内事業所等の職場においては、喫煙ポリシーを決定する裁量が、事業主に対して認められるべきであると考えます。  
同時に、非喫煙者がたばこの煙のない職場で働く環境づくりも重要です。そのためには、喫煙室の設置等により、喫煙場所を指定するなどの措置が有効であると考えます。
- ◆ レストランなどの事業主に対しても、当該施設での喫煙を禁止することや制限すること、もしくは喫煙できるようにすることを決定する裁量が認められるべきと考えます。  
事業主は、現在の従業員、およびこれからそこで働こうという者に対して、受動喫煙の健康影響に関する公衆衛生当局の見解について説明を行い理解を促すと共に、従業員の懸念や希望を考慮する努力が求められます。



UK	The Health Act 2006, Chapter28 Part 1, Chapter 1-6
France	Decree No. 2006-1386 (Decree Tabac), Article 1 Section 1 Article R3511-1 thru 7
Italy	Law No. 3 January 16 2003 Art. 51 / DPCM December 23 2003 / Accordo Stato-Regioni del 16 dicembre 2004 Artt. 189, 190, 191 della Legge 30 dicembre 2004, n. 311
Spain	21261 ACT 28/2005 (Tobacco Act), Chapter II Article 5, 7, 8
Germany	(PPS) German Federal Constitutional Court Press Release on Smoking Ban (EHS) Verordnung über Arbeitsstätten(Arbeitsstättenverordnung - ArbStättV), § 5 Nichtraucherchutz
Austria	(PPS) Tabakgesetz-Novelle 2004/ Tabakgesetz-Novelle 2008 (BGBl. I Nr. 120/2008)", article 13 a, b, 14, 5/Nichtraucherschutz-Kennzeichnungsverordnung - NKV (EHS) Bundesgesetz über Sicherheit und Gesundheitsschutz bei der Arbeit (ArbeitnehmerInnenschutzgesetz – ASchG) 2. § 30 Nichtraucherchutz
USA	American Nonsmokers' Rights Foundation: Overview List - How Many Smokefree Laws? As of Oct 2009
California	California Labor Code Section 6404.5 (AB-13)
Colorado	Colorado Clean Indoor Air Act
Connecticut	Connecticut Code Title 19a — Public Health and Well-Being, Chap. 368m: Nuisances and Public Places, Sec. 19a-342; Connecticut Code Title 31 - Labor, Chap. 557: Employment Regulation, Sec. 31-40q
Georgia	Georgia Smokefree Air Act 2005 Chap. 290-5-61
Washington D.C.	Health Functions Clarification Act 2001 (Rev.) Sec. 4920
Singapore	Going Smoke Free--A Step Forward— A Quick Guide for Operators of Entertainment Outlets; Smoking (Prohibition In Certain Places) Act Cap. 310 /A Quick Guide on Managing Smoke-free Places Effective 1 January 2009
HK	Smoking (Public Health) (Amendment) Ordinance 2006 Sect. III – V, Schedule 6 Part 2 Section 2-6